

産前産後期間相当分の国民健康保険料 (所得割額・均等割額)が免除されます！

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産し、または今後出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。
 - 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。
- ※ ただし、保険料を変更できる期間を過ぎると保険料の減額ができなくなります（国民健康保険法第110条の2）。

国民健康保険料の減額方法

- その年度に納める保険料の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	出産予定月	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方							
多胎の方							

※産前産後期間相当分の所得割保険料と均等割保険料が年額から減額されます。産前産後期間の保険料が0になるとは限りません。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険料が減額されます。

	令和5年8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月
(例)				出産予定月			

※ 令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険料が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

 …対象期間

- 保険料が減額された場合、払いすぎになった保険料は還付されます。

届出に必要な書類

- ① 本人及びマイナンバー（個人番号）の確認ができるもの

※ 世帯主及び出産する方のマイナンバー（個人番号）が必要です。

- ② 国民健康保険の記号番号が分かるもの

- ③ 母子健康手帳など

※ 出産予定日（出産日）と出産する方の名前、多胎妊娠の事実を確認することができる書類が必要です。

問い合わせ先

津市役所 保険医療助成課 保険担当（7番窓口） TEL 059-229-3160